

第479回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 7 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年11月28日
- 2 開催場所 川越市北公民館会議室1・2号
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	樋口直喜	出	
5	武藤康則	欠		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	川口知子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	欠	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生		
副事務局長	小野寺 雅 樹		
主 幹	松 本 貴 紀		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	岩 崎 達 矢		

## 10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年11月28日第479回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 木 所 清 司

.....

委 員 渋 谷 武

.....

委 員 川 目 是 英

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 10 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 3 件、7 筆、1, 162. 16 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 16 件、32 筆、10, 899. 16 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 4 件、4 筆、1, 730 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計 9 件、57 筆、65, 332. 20 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、3 筆、2, 082 m<sup>2</sup>である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、480 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 10 件、53 筆、45, 768. 52 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 14 件、127 筆、87, 445 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数14件、筆数51筆、面積48,185㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号11番について報告する。11月25日に会長、農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は300日、約91アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機、トラック等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後はかぶ、枝豆等を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考えられる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号12番、13番について報告する。1

1月24日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成22年に設立し、米、サツマイモ、大豆、トマト等を栽培している法人である。約729アールの農地を耕作している。農機具の所有状況は、耕耘機、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻、大豆を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号12番、13番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数4件、筆数13筆、面積7,831㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。11月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在46歳で、農業従事日数は150日、約254アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考えられる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。11月18日

に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、現在44歳で、農業従事日数は150日、約134アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、耕耘機、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。11月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在22歳で、農業従事日数は150日、約57アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。



議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積503㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、違反状態になった経緯はどうか。」との発言があった。

事務局は「整理番号1番について、現所有者の先代が建築したものであり、現所有者は違反状態である認識はなかった。現所有者の子供が数年前に住宅の建築を計画したところ違反状態であったことを認識した。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数17件、筆数25筆、面積7,771.86㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から17番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県

へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について報告する。11月24日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は昭和60年に設営され、貨物運送業を主な業務としている。既存の駐車場の返却に伴い、駐車場として使用する計画である。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて自然浸透とする計画である。また、排水設備はない計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、雨水対策はどうか。」との発言があった。

事務局は「整理番号7番について、雨水対策については、砂利敷きとし、敷地内自然浸透とする計画である。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から17番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号11番については、

「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第5号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。分家住宅2件、敷地拡張2件、店舗1件、自治会による駐車場1件、合計6件、筆数20筆、面積9,522㎡である。議案説明資料のとおり、整理番号1番から6番については、農業振興地域の整備に関

する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。11月21日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は昭和46年に設立され、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアの運営を主な業務としている。申請地は国道254号と国道16号の交差点から近くに位置し、給油・洗車・物販の需要が多く見込まれ、敷地についても大型トラックの給油可能なガソリンスタンドとコンビニエンスストアで必要な面積を確保することが可能である。また、国道254号バイパス下り線側には大型トラックが給油できるガソリンスタンドは川越市内にないため、新しく設置するには適地と考え、申請に至ったものである。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて浸透貯留槽を設置する計画である。また、排水については合併浄化槽を経由して水路へ放流する計画である。ガソリン等の保管方法は消防と協議が必要なことも理解している。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としてはやむを得ない回答することが適当と考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6

番については「やむを得ない」と意見することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり意見を付すことに決定する。

#### 議案第6号

川越市農業委員会の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の変更について

#### 議案第7号

川越市農業委員会の「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の変更について

議長は議案を上程し、議案第6号及び議案第7号は関連があるため、一括で概要説明を行うよう事務局に求めた。

事務局は、議案第6号については、本年5月、第473回総会において、議案第7号については、本年3月、第471回総会において、それぞれ決定されたものである。11月7日に埼玉県農業政策課より連絡があり、県内の記載内容統一を図るため、小数点以下の表記の仕方等について指摘があり、変更を行おうとするものである。と説明を行なった。

議案第6号「川越市農業委員会の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の変更について」、変更箇所はⅡ最適化活動の実施状況、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、②目標の

農地面積（C）及び（目標）今年度末の集積率（E）と

（2）遊休農地の発生防止・解消、②目標及び③実績である。農地面積（C）は、当該年度の4月1日の値となるため、「令和4年4月1日現在」の値である3,220ヘクタールに変更した。この変更により（目標）今年度末の集積率（E）についても19.89%に変更となった。（2）遊休農地の発生防止・解消、②目標と③実績の変更点について、②目標のイ新規発生遊休農地の解消の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積及び③実績のイ新規発生遊休農地の解消の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積の値を削除した。理由は、当該報告様式は令和4年度に内容変更があり、この項目は令和4年度が最初となることから、前年度の値については記載不要であったためである。

議案第7号「川越市農業委員会の「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の変更について」、変更箇所はⅡ最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、（1）農地の集積、②目標の農地面積（C）と、（2）遊休農地の解消、②目標のア既存遊休農地の解消のa、bそれぞれの面積と（3）新規参入の促進、①現状及び課題の令和3年度新規参入者及び②目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積である。Ⅱ最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、（1）農地の集積、②目標の農地面積（C）は、当該年度の4月1日の値となるため、令和5年

4月1日現在の値である3,210ヘクタールに変更した。  
これに伴う(目標)今年度末の集積率(E)についての変更はない。(2)遊休農地の解消、②目標のア既存遊休農地の解消のa、bそれぞれの面積と(3)新規参入の促進、①現状及び課題の令和3年度新規参入者及び②目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、小数点以下の表記を第1位までに揃えたものである。と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号「川越市農業委員会の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の変更について」及び議案第7号「川越市農業委員会の「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の変更について」は原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号及び議案第7号について、原案どおり決定する。



### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第479回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年12月6日

---

議 長 石 川 秀 夫

---

委 員 木 所 清 司

---

委 員 渋 谷 武

---

委 員 川 目 是 英

---